

改正後	改正前	備考
<p>目次</p> <p>第一章 略</p> <p>第二章 技術指針（第四条）</p> <p>第二章の二 方法書作成前の手続（第四条の二）</p> <p>第三章から第七章まで 略</p> <p>第八章 環境影響評価法</p> <p>第十五条・第五十五条の二）</p> <p>第九章 略</p> <p>第一章 略</p> <p>第一条から第三条まで 略</p> <p>第二章 略</p> <p>第四条 略</p> <p>第二章の二 方法書作成前の手続 （方法書作成前の手続）</p> <p>第四条の二 事業者は、次条及び第二十五条の規定による環境影響評価方法書を作成する前に、知事及び事業に係る環境影響を受けるおそれのある市町村の長（第三項において「市町村長」という。）に対し、規則で定めるところにより作成した事業計画概要書（以下「概要書」という。）を送付しなければならない。</p> <p>2 知事は、概要書の送付があつたときは、法令（条例及び規則を含む。）の規定による免許、特許、許可、認可、承認その他の行為であつて規則で定めるもの（以下「免許等」という。）のうち知事が所管する当該事業に係るものを行う者に対し、その旨を通</p>	<p>目次</p> <p>第一章 略</p> <p>第二章 技術指針（第四条） （新設）</p> <p>第三章から第七章まで 略</p> <p>第八章 環境影響評価法に規定する知事の意見に係る手続（第十五条）</p> <p>第九章 略</p> <p>第一章 略</p> <p>第一条から第三条まで 略</p> <p>第二章 略</p> <p>第四条 略</p> <p>（新設） （新設） （新設）</p>	<p>章を追加するもの</p> <p>第五十五条の二の追加に伴い見出しを整理するもの</p> <p>事業計画概要書手続の追加を規定するもの</p> <p>免許等を行う者への通知を規定するもの</p>

知するものとする。

3 事業者は、市町村長に環境の保全の見地からの意見を求めるとともに、規則で定める事項を協議しなければならない。

4 事業者は、前項の規定による協議の内容を踏まえ、規則で定めるところにより、地域住民に対し、概要書の記載事項を周知するとともに、環境の保全の見地からの意見を求めなければならない。

第三章 略

(第一種事業方法書の作成)

第五条 事業者は、第一種事業に係る環境影響評価を行う方法(調査、予測及び評価に係るものに限る。)について、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書(以下「第一種事業方法書」という。)を作成しなければならない。

一 事業者の氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 第一種事業の目的及び内容

三 第一種事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

四 第一種事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法(当該手法が決定されていない場合にあつては、第一種事業に係る環境影響評価の項目)

2 事業者は、前条第三項及び第四項の規定により徴した意見に配慮した上で、第一種事業方法書を作成しなければならない。

(第一種事業方法書の送付等)

第六条 略

2 知事は、前項の規定による第一種事業方法書及び第一種事業要約書の送付があつたときは、

免許等

のうち、当該第一種

市町村長へ意見を求める旨を規定するもの

地域住民への周知及び意見を求める旨を規定するもの

第三章 略

(第一種事業方法書の作成)

第五条 事業者は、第一種事業に係る環境影響評価を行う方法(調査、予測及び評価に係るものに限る。)について、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書(以下「第一種事業方法書」という。)を作成しなければならない。

一 事業者の氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 第一種事業の目的及び内容

三 第一種事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

四 第一種事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法(当該手法が決定されていない場合にあつては、第一種事業に係る環境影響評価の項目)

(新設)

(第一種事業方法書の送付等)

第六条 略

2 知事は、前項の規定による第一種事業方法書及び第一種事業要約書の送付があつたときは、法令(条例及び規則を含む。)の規定による免許、特許、許可、認可、承認その他の行為であつて規則で定めるもの(以下「免許等」という。)のうち、当該第一種

住民意見に配慮した方法書の作成を求めるもの

前出の定義を削除するもの

事業に係るものを行う者に対し、規則で定めるところにより、環境影響評価が行われることとなった旨を通知するものとする。

(第一種事業方法書についての公告及び縦覧)

第七条 事業者は、第一種事業方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、第一種事業方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、当該公告の日から起算して一月間、第一種事業方法書及び第一種事業要約書を縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(第一種事業方法書についての説明会の開催等)

第七条の二 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第六条第一項に規定する地域内において、第一種事業方法書の記載事項を周知させるための説明会(以下「方法書説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを方法書説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならない。

3 事業者は、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、知事の意見を聴くことができる。

4 事業者は、その責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものにより、第二項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第一種事業要約書の提供その他の方法により、第一種事業

事業に係るものを行う者に対し、規則で定めるところにより、環境影響評価が行われることとなった旨を通知するものとする。

(第一種事業方法書についての公告及び縦覧)

第七条 事業者は、第一種事業方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、第一種事業方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、当該公告の日から起算して一月間、第一種事業方法書及び第一種事業要約書を縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(説明会の開催等)

第七条の二 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第六条第一項に規定する地域内において、第一種事業方法書の記載事項を周知させるための説明会(以下「方法書説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを方法書説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならない。3 事業者は、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、知事の意見を聴くことができる。

4 事業者は、その責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものにより、第二項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第一種事業要約書の提供その他の方法により、第一種事業

公告に係る定義を明確にするもの

第二種事業と区別するため定義を明確にするもの

方法書の記載事項を周知させるように努めなければならない。

- 5 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

第八条及び第九条 略

(第一種事業方法書についての知事等の意見)

- 第十条 知事は、前条の書類及び意見書の写しの送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、第一種事業方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

- 2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、第一種事業方法書について前条に規定する市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

- 3 第一項の場合において、知事は、前項の規定による当該市町村長の意見を勘案するとともに、前条の書類及び意見書の写しに記載された意見に配慮するものとする。

- 4 第一項の場合において、知事は、技術審査会の意見を聴くものとする。

第十一条から第十四条まで 略

(第一種事業準備書についての公告及び縦覧)

- 第十五条 事業者は、前条第一項の規定による送付を行った後、第一種事業準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、第一種事業準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、当該公告の日から起算して一月間、第一種事業準備書及び第一種事業要約書を縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

方法書の記載事項を周知させるように努めなければならない。

- 5 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

第八条及び第九条 略

(第一種事業方法書についての知事等の意見)

- 第十条 知事は、前条の書類及び意見書の写しの送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、第一種事業方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

- 2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、第一種事業方法書について前条に規定する市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

- 3 第一項の場合において、知事は、前項の規定による当該市町村長の意見を勘案するとともに、前条の書類及び意見書の写しに記載された意見に配慮するものとする。

- 4 第一項の場合において、知事は、技術審査会の意見を聴くものとする。

第十一条から第十四条まで 略

(第一種事業準備書についての公告及び縦覧)

- 第十五条 事業者は、前条第一項の規定による送付を行った後、第一種事業準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、第一種事業準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、当該公告の日から起算して一月間、第一種事業準備書及び第一種事業要約書を縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

公告に係る定義を明確にするもの

(第一種事業準備書についての説明会の開催等)

第十六条 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第一種事業関係地域内において、第一種事業準備書の記載事項を周知させるための説明会（以下「第一種事業準備書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、第一種事業関係地域内に第一種事業準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、第一種事業関係地域以外の地域において開催することができる。

2 第七条の二第二項から第五項までの規定は、前項の規定により事業者が第一種事業準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第二項」とあるのは「第十六条第二項において準用する第二項」と、「前条」とあるのは「第十五条」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「第十六条第二項」において準用する前三項」と読み替えるものとする。

(第一種事業準備書についての意見書の提出)

第十七条 第一種事業準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第十五条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

第十八条 略

(第一種事業準備書についての公聴会の開催等)

第十九条 知事は、事業者に対し第十七条第一項の意見書の提出があった場合において、必要があるときは、公聴会を開いて、広く一般の意見を聴くことができる。

(説明会の開催等)

第十六条 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第一種事業関係地域内において、第一種事業準備書の記載事項を周知させるための説明会（以下「準備書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、第一種事業関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、第一種事業関係地域以外の地域において開催することができる。

2 第七条の二第二項から第五項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第二項」とあるのは「第十六条第二項において準用する第二項」と、「前条」とあるのは「第十五条」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「第十六条第一項及び同条第二項において準用する前三項」と読み替えるものとする。

(第一種事業準備書についての意見書の提出)

第十七条 第一種事業準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第十五条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

第十八条 略

(公聴会の開催等)

第十九条 知事は、事業者に対し第十七条第一項の意見書の提出があったと認められた場合において、必要があるときは、公聴会を開いて、広く一般の意見を聴くことができる。

第二種事業と区別するため定義を明確にするもの

第二種事業と区別するため定義を明確にするもの

第二種事業と区別するため定義を明確にするもの

2 知事は、前項の規定により公聴会を開催したときは、聴いた意見の概要を記載した書類を事業者及び第一種事業関係市町村長に通知するものとする。

3 前二項に定めるもののほか、公聴会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

第二十条から第二十二條まで 略

(第一種事業評価書の公告及び縦覧)

第二十三条 事業者は、前条の規定による送付をしたときは、規則で定めるところにより、第一種事業評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、当該公告の日から起算して一月間、第一種事業評価書及び第一種事業要約書を縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第二十四条 略

第四章 略

(第二種事業方法書の作成)

第二十五条 事業者は、第二種事業に係る環境影響評価を行う方法(調査、予測及び評価に係るものに限る。)について、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書(以下「第二種事業方法書」という。)を作成しなければならない。

一 事業者の氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 第二種事業の目的及び内容

三 第二種事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

四 第二種事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の

2 知事は、前項の規定により公聴会を開催したときは、聴いた意見の概要を記載した書類を事業者及び第一種事業関係市町村長に通知するものとする。

3 前二項に定めるもののほか、公聴会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

第二十条から第二十二條まで 略

(第一種事業評価書の公告及び縦覧)

第二十三条 事業者は、前条の規定による送付をしたときは、規則で定めるところにより、第一種事業評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、第一種事業評価書及び第一種事業要約書を縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第二十四条 略

第四章 略

(第二種事業方法書の作成)

第二十五条 事業者は、第二種事業に係る環境影響評価を行う方法(調査、予測及び評価に係るものに限る。)について、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書(以下「第二種事業方法書」という。)を作成しなければならない。

一 事業者の氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 第二種事業の目的及び内容

三 第二種事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

四 第二種事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の

公告に係る定義を明確にするもの

手法（当該手法が決定されていない場合にあっては、第二種事業に係る環境影響評価の項目）

- 2 事業者は、第四条の二第三項及び第四項の規定により徴した意見に配慮した上で、第二種事業方法書を作成しなければならない。

第二十六条から第三十条まで 略

（第二種事業準備書の送付等）

第三十一条 事業者は、第二種事業準備書を作成したときは、知事及び第二十六条第一項の規則で定めるところにより第二種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（第二十七条第一項の意見及び第二十九条の規定により行った環境影響評価の結果にかんがみ第二十六条第一項の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「第二種事業関係地域」という。）を管轄する市町村長（以下「第二種事業関係市町村長」という。）に対し、第二種事業準備書及びこれを要約した書類（次条において「第二種事業要約書」という。）を送付しなければならない。

2 事業者は、第二種事業関係地域を判断するに当たっては、規則で定めるところにより、知事と協議しなければならない。

（第二種事業準備書についての公告及び縦覧）

第三十一条の二 事業者は、前条第一項の規定による送付を行った後、第二種事業準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、第二種事業準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、当該公告の日から起算して一月間、第二種事業準備書及び第二種事業要約書を縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

手法（当該手法が決定されていない場合にあっては、第二種事業に係る環境影響評価の項目）

（新設）

第二十六条から第三十条まで 略

（第二種事業準備書の送付等）

第三十一条 事業者は、第二種事業準備書を作成したときは、知事及び第二十六条第一項の規則で定めるところにより第二種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（第二十七条第一項の意見及び第二十九条の規定により行った環境影響評価の結果にかんがみ第二十六条第一項の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「第二種事業関係地域」という。）を管轄する市町村長（以下「第二種事業関係市町村長」という。）に対し、第二種事業準備書及びこれを要約した書類（次条において「第二種事業要約書」という。）を送付しなければならない。

2 事業者は、第二種事業関係地域を判断するに当たっては、規則で定めるところにより、知事と協議しなければならない。

（新設）

第二種事業準備書に係る公表を義務づけるもの

住民意見に配慮した方法書の作成を求めるもの

(第二種事業準備書についての説明会の開催等)

第三十一条の三 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第二種事業関係地域内において、第二種事業準備書の記載事項を周知させるための説明会（以下「第二種事業準備書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、第二種事業関係地域内に第二種事業準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、第二種事業関係地域以外の地域において開催することができる。

2 第七条の二第二項から第五項までの規定は、前項の規定により事業者が第二種事業準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第二項」とあるのは「第三十一条の三第二項において準用する第二項」と、「前条」とあるのは「第三十一条の二」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「第三十一条の三第二項において準用する前三項」と読み替えるものとする。

(第二種事業準備書についての意見書の提出)

第三十一条の四 第二種事業準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第三十一条の二の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

(第二種事業準備書についての意見の概要等の送付)

第三十一条の五 事業者は、前条第一項の期間を経過した後、知事及び第二種事業関係市町村長に対し、第三十一条の三第一項の規定により開催した説明会の概要を記載した書面、前条第一項の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての事業者の

(新設)

第二種事業準備書に係る説明会の開催を義務づけるもの

(新設)

説明会の開催に係る公告等を規定するもの

(新設)

第二種事業準備書に係る意見聴取を求めるもの

(新設)

第二種事業準備書に係る住民意見等に係る見解等の提出を求めるもの

(新設)

見解を記載した書類並びに同項の意見書の写しを送付しなければ
ならない。

(第二種事業準備書についての公聴会の開催等)

第三十一条の六 知事は、事業者に対し第三十一条の四第一項の意見書の提出があつた場合において、必要があるときは、公聴会を開いて、広く一般の意見を聴くことができる。

2 知事は、前項の規定により公聴会を開催したときは、聴いた意見の概要を記載した書類を事業者及び第二種事業関係市町村長に通知するものとする。

3 前二項に定めるもののほか、公聴会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

(第二種事業準備書についての知事等の意見)

第三十二条 知事は、第三十一条の五の書類及び意見書の写し
の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、第二種事業準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 第十條 第二項から第四項までの規定は、前項の規定により知事が第二種事業準備書について意見を述べる場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前条」に規定する市町村長」とあるのは「第二種事業関係市町村長」と、同条第三項中「前項」とあるのは「第三十二条第二項において準用する前項」と、「前条の書類及び意見書の写しに記載された意見」とあるのは「第三十一条の五の書類及び意見書の写しに記載された意見並びに事業者の見解並びに第三十一条の六第二項の意見」と読み替えるものとする。

(第二種事業評価書の作成)

(新設)

(第二種事業準備書についての知事等の意見)

第三十二条 知事は、
前条第一項の第二種事業準備書及び第二種事業要約書の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、第二種事業準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 第二十七條第二項から第四項までの規定は、前項の規定により知事が第二種事業準備書について意見を述べる場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前条第一項に規定する市町村長」とあるのは「第二種事業関係市町村長」と、同条第三項中「前項」とあるのは「第三十二条第二項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(第二種事業評価書の作成)

第二種事業準備書に係る公聴会を位置付けるもの

第二種事業準備書の手続追加に伴い文言を整理するもの

第二種事業準備書に係る知事意見形成に際し、住民意見等への配慮を求め

第三十三条 事業者は、前条第一項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第三十一条の四第一項の意見に配意して、第二種事業準備書の記載事項について検討を加え、環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書（以下「第二種事業評価書」という。）を、規則で定めるところにより作成しなければならない。

第一号から第三号まで 略

第三十四条 略

（第二種事業評価書の公告及び縦覧）

第三十五条 事業者は、前条の規定による送付をしたときは、規則で定めるところにより、第二種事業評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、当該公告の日から起算して一月間、第二種事業評価書及び第二種事業要約書を縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第三十六条 略

第五章 略

第三十七条から第四十条まで 略

第六章 略

第四十一条から第四十三条まで 略

（工事の着手後の調査報告書の作成等）

第四十四条 事業者は、第一種事業評価書又は第二種事業評価書に第十三条第六号ハ又は第三十条第五号ハに掲げる事項を記載した場合において、当該事項に係る対象事業の工事の着手後の調査を終えたときは、規則

第三十三条 事業者は、前条第一項の意見が述べられたときはこれを勘案して、第二種事業準備書の記載事項について検討を加え、環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書（以下「第二種事業評価書」という。）を、規則で定めるところにより作成しなければならない。

第一号から第三号まで 略

第三十四条 略

（第二種事業評価書の公告及び縦覧）

第三十五条 事業者は、前条の規定による送付をしたときは、規則で定めるところにより、第二種事業評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、第二種事業評価書及び第二種事業要約書を縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第三十六条 略

第五章 略

第三十七条から第四十条まで 略

第六章 略

第四十一条から第四十三条まで 略

（工事の着手後の調査報告書の作成等）

第四十四条 事業者は、第一種事業評価書又は第二種事業評価書に第十三条第六号ハ又は第三十条第五号ハに掲げる事項を記載した場合において、当該事項に係る対象事業の工事の着手後の調査を終えたときは、規則

住民意見等に配意した評価書の作成を求めるもの

公告に係る定義を明確にするもの

で定めるところにより、当該事項に係る調査報告書を作成し、知事及び第一種事業関係市町村長又は第二種事業関係市町村長に提出しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による提出をしたときは、規則で定めるところにより、調査報告書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、当該公告の日から起算して一月間、調査報告書を縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(立入調査等)

第四十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、対象事業の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、対象事業を実施し、若しくは実施しようとしている区域に立ち入り、対象事業の実施状況を検査させ、若しくは対象事業の環境影響を調査させることができる。

第二項から第五項まで 略

(勧告及び公表)

第四十六条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業者に対し、必要な勧告をすることができる。

一 虚偽の記載をした第一種事業方法書、第一種事業準備書若しくは第一種事業評価書又は第二種事業方法書、第二種事業準備書若しくは第二種事業評価書を提出したとき。

二 第四十条の規定により求められた環境影響評価その他の手続を実施しなかったとき。

三 第四十一条の規定に違反して対象事業を実施したとき。

四 虚偽の記載をした第四十四条第一項の調査報告書を提出したとき。

五 前条第一項の規定により求められた報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査若しくは調査を拒み、妨げ、若し

で定めるところにより、当該事項に係る調査報告書を作成し、知事及び第一種事業関係市町村長又は第二種事業関係市町村長に提出しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による提出をしたときは、規則で定めるところにより、調査報告書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、調査報告書を縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(立入調査等)

第四十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、対象事業の工事に着手した後、事業者に対し、対象事業の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、対象事業を実施し、若しくは実施しようとしている区域に立ち入り、対象事業の実施状況を検査させ、若しくは対象事業の環境影響を調査させることができる。

第二項から第五項まで 略

(勧告及び公表)

第四十六条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業者に対し、必要な勧告をすることができる。

一 虚偽の記載をした第一種事業方法書、第一種事業準備書若しくは第一種事業評価書又は第二種事業方法書、第二種事業準備書若しくは第二種事業評価書を提出したとき。

二 第四十条の規定により求められた環境影響評価その他の手続を実施しなかったとき。

三 第四十一条の規定に違反して対象事業を実施したとき。

四 虚偽の記載をした第四十四条第一項の調査報告書を提出したとき。

五 前条第一項の規定により求められた報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査若しくは調査を拒み、妨げ、若し

公告に係る定義を明確にするもの

事業者への立入等を環境影響評価手続開始時点から可能にするため改正するもの

くは忌避したとき。

六 前条第二項の規定により求められた必要な措置を講じなかったとき。

七 前各号に掲げるもののほか、この条例に規定する手続の全部若しくは一部を実施しなかったとき、又は虚偽の記載をした書類を提出したとき。

2 知事は、前項の規定による勧告をした場合において、事業者が、正当な理由なく、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、事業者に弁明の機会を付与しなければならない。

4 知事は、第二項の規定による公表をしたときは、その内容を第一種事業関係市町村長又は第二種事業関係市町村長及び対象事業に係る免許等を行う者に通知するものとする。

5 知事は、事業者が第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、対象事業に係る免許等を行う者にその旨を通知するものとする。

第七章 略

第四十七条から第五十四条まで 略

第八章 環境影響評価法

の対象事業に係る手続

(環境影響評価法に規定する知事の意見に係る手続)

第五十五条 知事は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三条の七第一項、法第十条第一項及び第五項並びに法第二十条第一項及び第五項の規定による意見を述べようとする場合には、技術審査会の意見を聴くものとする。

2 第十九条第一項の規定は、知事が法第二十条第一項の規定による意見を述べようとする場合について準用する。この場合において、第十九条第一項中「第十七条第一項の意見書の提出」とあるのは、「環境影響評

くは忌避したとき。

六 前条第二項の規定により求められた必要な措置を講じなかったとき。

七 前各号に掲げるもののほか、この条例に規定する手続の全部若しくは一部を実施しなかったとき、又は虚偽の記載をした書類を提出したとき。

2 知事は、前項の規定による勧告をした場合において、事業者が、正当な理由なく、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、事業者に弁明の機会を付与しなければならない。

4 知事は、第二項の規定による公表をしたときは、その内容を第一種事業関係市町村長又は第二種事業関係市町村長及び対象事業に係る免許等を行う者に通知するものとする。

(新設)

第七章 略

第四十七条から第五十四条まで 略

第八章 環境影響評価法

の対象事業に係る手続

(環境影響評価法に規定する知事の意見に係る手続)

第五十五条 知事は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三条の七第一項、法第十条第一項及び第五項並びに法第二十条第一項及び第五項の規定による意見を述べようとする場合には、技術審査会の意見を聴くものとする。

2 第十九条第一項の規定は、知事が法第二十条第一項の規定による意見を述べようとする場合について準用する。この場合において、第十九条第一項中「第十七条第一項の意見書の提出」とあるのは、「環境影響評

条例違反の旨の通知を規定するもの

第五十五条の二の追加に伴い見出しを整理するもの

評価（平成九年法律第八十一号）第十八条第一項の意見書の提出」と読み替えるものとする。

（法対象事業着手後の手続）

第五十五条の二 法第三十八条の二第一項に規定する事業者（法第二条第四項に規定する対象事業のうち、県の区域内で実施されるものに係る者に限る。）は、法第三十八条の三第一項の規定により法第三十八条の二第一項に規定する報告書を公表したときは、速やかに知事及び法第十五条に規定する関係市町村長にこれを送付しなければならない。

第九章 略

（県等との連絡）

第五十六条 事業者は、この条例の規定による公告若しくは縦覧又は方法書説明会、第一種事業準備書説明会若しくは第二種事業準備書説明会の開催について、県及び関係する市町村と密接に連絡し、必要があると認めるときはこれに協力を求めることができる。

第五十七条から第六十一条まで 略

（適用除外）

第六十二条 略

2 この条例の規定（第八章の規定を除く。）は、法に基づいて環境影響評価が行われる対象事業については、適用しない。

（電磁的記録による作成等）

第六十三条 事業者は、作成、保存、縦覧その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されて

評価（平成九年法律第八十一号）第十八条第一項の意見書の提出」と読み替えるものとする。

（新設）

第九章 略

（県等との連絡）

第五十六条 事業者は、この条例の規定による公告若しくは縦覧又は方法書説明会若しくは準備書説明会の開催について、県及び関係する市町村と密接に連絡し、必要があると認めるときはこれに協力を求めることができる。

第五十七条から第六十一条まで 略

（適用除外）

第六十二条 略

2 この条例の規定（第八章の規定を除く。）は、法に基づいて環境影響評価が行われる対象事業については、適用しない。

（新設）

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する

法対象事業者に報告書の送付を求めるもの

第二種事業手続追加に伴い文言を整理するもの

いるものについては、規則で定めるところにより、書面に代えて、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

第六十四条 略

第六十三条 略

の
条例の内容を規定するも

条ずれに伴うもの